平成28年度12月補正予算について

(単位:千円)

給与改定経費

1, 210, 998

職員給与改定費

1, 204, 542

人事委員会勧告に基づき職員給与を改定する。 -般会計 (19,101人) 1,041,140 千円 一般職員 (4,197人) 220,457 千円 警察職員 157,453 千円 (2,821人)小学校職員 (5,170人)284,082 千円 中学校職員 (3,033人)167,009 千円 県立中等教育学校職員 (213人) 11,693 千円 高等学校職員 145,144 千円 (2,644人)(1,023人)55,302 千円 特別支援学校職員 企業会計 (2,062人) 163,402 千円

特別職期末手当改定費

6.456

期末手当の年間支給割合の引上げ(一般職に準拠)
年間3.15月分 → 3.25月分(0.10月分増)
一般会計(52人) 6,335 千円
企業会計(1人) 121 千円

[人事委員会勧告に基づく職員給与改定の概要]

- 1 給与改定率 0.11%(給料の改定0.11%、その他0.00%)
- 2 勤勉手当の年間支給割合の変更

期末・勤勉年間支給割合 4.20月分 → 4.30月分 (0.10月分増) 期末手当 2.60月分(据置き) 勤勉手当 1.60月分 → 1.70月分 (0.10月分増) [12月期 0.80月分 → 0.90月分 (0.10月分増) ※29年4月1日以降は、6月期、12月期ともに0.85月分とする。 ※特定幹部職員についても、年間支給割合を同様に変更する。

3 初任給調整手当の支給限度額の引上げ

「医療職給料表(一)の適用を受ける医師・歯科医師 月額 413,300円 → 413,800円 上記以外の医師・歯科医師 月額 50,500円 → 50,600円 」獣医師 月額 30,300円 → 30,400円

4 実施時期 28年4月1日